

議案第50号

関市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

関市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年9月1日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、この条例を定めようとする。

## 関市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

関市職員の退職手当に関する条例（昭和31年関市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第10項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

第1条 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

#### （経過措置）

第2条 改正後の第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。